平成２４年（フ）第４４号
静岡県伊豆の国市富士見816番地の３　池田アパート３号
債務者　髙田さやか
１　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第６３号
静岡県沼津市西椎路1039番地の３
債務者　海瀬　昌也
１　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第９６号
静岡県沼津市大手町４丁目９番２号　コンドミニアム大手町201、前住所静岡県沼津市西沢田758番地　宮代ハイツ102
債務者　川口　政子
１　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第６２７号
名古屋市天白区平針５丁目104番地　セレーブル平針301号
債務者　和田　治代
１　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１３２号
愛知県岡崎市戸崎元町７番地２　きとの荘304
債務者　伊藤　一博
１　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２４年（フ）第５３８号
横浜市南区永田東１丁目12番30号　テラス井土ケ谷101号
債務者　緒方　英司
１　決定年月日時　平成24年４月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月７日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第１３６号
静岡県湖西市新所原東７番53号
債務者　西尾まなぶ
１　決定年月日時　平成24年４月17日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月８日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月８日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２３年（フ）第７１９号
川崎市麻生区向原３丁目８番24号　ローテローゼ３―102
債務者　佐藤　典子
１　決定年月日時　平成24年４月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第７２０号
相模原市南区相南３丁目18番12号　八雲荘Ａ
債務者　佐藤　宏一
１　決定年月日時　平成24年４月16日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２４年（フ）第６１号
川崎市高津区久本１丁目３番１―206号　クイーンハイツ溝の口
債務者　谷山　律子
１　決定年月日時　平成24年４月12日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年６月11日まで
５　免責審尋期日　平成24年６月12日午後１時30分
横浜地方裁判所川崎支部破産係

破産手続終結

平成１９年（フ）第２８６号
宮崎県宮崎市霧島３丁目63番地
破産者　宮崎一期一会有限会社
１　決定年月日　平成24年４月17日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算についての異議申述期間が経過した。
宮崎地方裁判所破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２３年（フ）第３１３５号
北海道北広島市大曲並木２丁目８番地17、住民票上の住所札幌市南区真駒内曙町３丁目11番６号
破産者　秋元　広樹
１　決定年月日　平成24年４月11日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第７８３号
札幌市東区伏古10条１丁目17番10号　ローヤルハイツ伏古403号、開始決定時の住所札幌市東区東苗穂14条３丁目２番16号
破産者　中山　和博
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２３年（フ）第３１１６号
大阪府東大阪市角田１丁目５番41号　ルディシアコート401号室、前住所大阪市西区本田１丁目６番24号
破産者　田伏　順一
１　決定年月日　平成24年４月12日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第１２１号
宮城県黒川郡大郷町中村字屋敷前127番地の８
破産者　櫻井三千男
１　決定年月日　平成24年４月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２３年（フ）第５４号
秋田県能代市字一本木86番地７、前住所秋田県能代市二ツ井町梅内字大面42番地
破産者　斉藤　宏幸
１　決定年月日　平成24年４月13日
２　主文　本件破産手続を終結する。
３　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所能代支部